

提出日 令和 年 月 日

東京都立八丈高等学校長殿

学校感染症による出席停止届

生徒氏名： 第 学年 組 番 氏名

保護者氏名：

感染症名：

出席停止期間： 令和 年 月 日 () から 月 日 () まで

受診医療機関：

<学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準>

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎等	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる

◎保護者が記入し、登校再開時に学級担任に提出してください。